| | | |
|---|---|---|
| ソフトウエア | 全ての指定設備 | 当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。 |
| 構築物 | 全ての指定設備 | 当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。 |

3　第一項の建物のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。

一　当該設備等が、その建設の後事業の用に供されたことのないものであること。

二　当該設備等が、前項に規定する中小企業者の生産性向上に特に不可欠な設備等（当該設備等の取得価額の合計額が三百万円以上である場合に限る。）を稼働させるために取得又は建設されたものであること。

（診断及び指導に係る要件）

**第八条**　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　法第二条第三項第二号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であって次のいずれかに該当するものであること又は同項第三号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であること。

イ　前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（前事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあっては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下同じ。）の前々事業年度の売上高の額に対する割合又は前事業年度の売上高の額の設立後最初の事業年度の売上高の額に対する割合を設立後最初の事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるもの

ロ　設立の日以後の期間が一年未満の会社であって、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

ハ　設立の日以後の期間が二年未満の会社であって、常勤の新事業活動従事者（法第二条第七項に規定する新事業活動に従事する者であって研究者に該当しない者をいう。以下同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

二　［略］

［削る］

（診断及び指導に係る要件）

**第八条**　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

［削る］

一　［略］